

## 筆界特定の申請

対象となる土地の所在地を管轄する法務局または地方法務局の筆界特定登記官に対して筆界特定の申請をします。

申請にはその申請の対象となる土地についての申請情報と添付情報が必要です。対象土地の測量図、古地図、字限図、地域における慣習、古老の証言などの資料を提出することや、筆界の位置について申請者の意見を提出することもできます。

## 土地家屋調査士による手続代理

筆界特定の手続きに当たって、提出する資料の良否は、手続の円滑な進行に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

申請者は、土地家屋調査士による手続きの代理制度を利用することにより、測量による正確な現地把握と多種多様な資料の解析・総合判断を核とする土地家屋調査士の専門能力を活用することが可能となり、筆界の置かれている現況の理解を深めるとともに、境界紛争の迅速な解決を期待できます。

土地家屋調査士会			
会名	電話番号	会名	電話番号
札幌土地家屋調査士会	011(271)4593	愛知県土地家屋調査士会	052(586)1200
函館土地家屋調査士会	0138(23)7026	三重県土地家屋調査士会	059(227)3616
旭川土地家屋調査士会	0166(22)5530	滋賀県土地家屋調査士会	077(525)0881
釧路土地家屋調査士会	0154(41)3463	京都土地家屋調査士会	075(221)5520
青森県土地家屋調査士会	017(722)3178	大阪土地家屋調査士会	06(6942)3330
岩手県土地家屋調査士会	019(622)1276	兵庫県土地家屋調査士会	078(341)8180
宮城県土地家屋調査士会	022(225)3961	奈良県土地家屋調査士会	0742(22)5619
秋田県土地家屋調査士会	018(824)0324	和歌山県土地家屋調査士会	073(421)1311
山形県土地家屋調査士会	023(632)0842	鳥取県土地家屋調査士会	0857(22)7038
福島県土地家屋調査士会	024(534)7829	島根県土地家屋調査士会	0852(23)3520
茨城土地家屋調査士会	029(259)7400	岡山県土地家屋調査士会	086(222)4606
栃木県土地家屋調査士会	028(621)4734	広島県土地家屋調査士会	082(567)8118
群馬土地家屋調査士会	027(253)2880	山口県土地家屋調査士会	083(922)5975
埼玉土地家屋調査士会	048(862)3173	徳島県土地家屋調査士会	088(626)3585
千葉県土地家屋調査士会	043(204)2312	香川県土地家屋調査士会	087(821)1836
東京土地家屋調査士会	03(3295)0587	愛媛県土地家屋調査士会	089(943)6769
神奈川県土地家屋調査士会	045(312)1177	高知県土地家屋調査士会	088(825)3132
新潟県土地家屋調査士会	025(378)5005	福岡県土地家屋調査士会	092(741)5780
富山県土地家屋調査士会	076(432)2516	佐賀県土地家屋調査士会	0952(24)6356
石川県土地家屋調査士会	076(291)1020	長崎県土地家屋調査士会	095(828)0009
福井県土地家屋調査士会	0776(33)2770	熊本県土地家屋調査士会	096(372)5031
山梨県土地家屋調査士会	055(228)1311	大分県土地家屋調査士会	097(532)7709
長野県土地家屋調査士会	026(232)4566	宮崎県土地家屋調査士会	0985(27)4849
岐阜県土地家屋調査士会	058(245)0033	鹿児島県土地家屋調査士会	099(257)2833
静岡県土地家屋調査士会	054(282)0600	沖縄県土地家屋調査士会	098(834)7599

※詳しくは、土地家屋調査士会もしくはお近くの土地家屋調査士事務所にご相談ください。(職業別電話帳に土地家屋調査士の欄があります。)



### 日本土地家屋調査士会連合会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号  
土地家屋調査士会館  
tel.03(3292)0050 fax.03(3292)0059

www.chosashi.or.jp  
e-mail: rengokai@chosashi.or.jp

©日本土地家屋調査士会連合会 2009 All Right Reserved.

土地の境界の位置を明らかにする

# 筆界特定制度

ひっかいとくていせいど



## 境界紛争の予防、早期解決に！

土地家屋調査士は、筆界特定制度の中心的担い手として  
国民の財産の保全に貢献しています。

## 筆界特定制度とは

土地の所有権登記名義人等の申請により、法務局の筆界特定登記官が、その土地の現地における筆界の位置を特定する行政制度です。筆界に関する紛争の予防、早期解決、登記所備付地図の整備などに役立っています。

## 筆界(ひっかい)とは

「筆界」とは、表題登記がある1筆の土地と隣接する他の土地とを区画する不動産登記法上の境界です。

## 筆界特定制度の特徴

### 行政の判断

土地の筆界について、裁判所ではなく、筆界の認定に必要な資料を保有する行政(法務局の筆界登記官)が外部専門家(筆界調査委員)の調査・意見を踏まえて判断するものです。

### 高い専門性

土地の筆界という専門性の高い問題にかかわるため、専門的知識による判断が必要です。筆界特定登記官は筆界認定の知識・経験が豊富な登記官が指定されており、外部専門家である筆界調査委員には、表示に関する登記の専門家である土地家屋調査士も数多く任命されています。

### 紛争の予防、早期解決のための手続

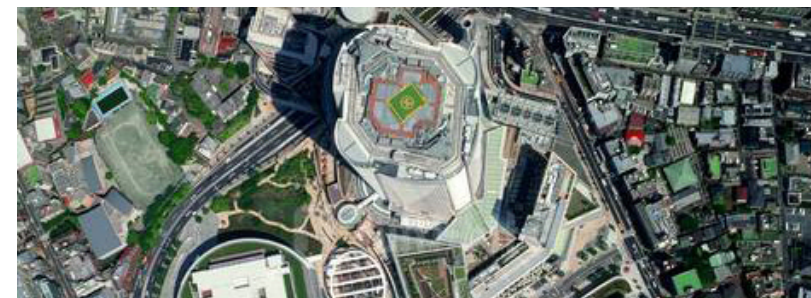
筆界特定は公的機関が公正・中立的な立場から筆界について判断するもので、社会的な通用力があり、紛争を予防、早期解決する役割を果たしています。

### 簡易迅速性

裁判に比較してより簡易迅速な手続です。効率的な運用と迅速な処理を図るため、各法務局または地方法務局ではそれぞれの実情にそった標準処理期間が定められています。

### 一定の手続保障

筆界特定制度には、当事者の納得が得られるように、申請人・関係人に意見および資料の提出、測量・実地調査への立会い、資料の閲覧等が認められており、さまざまな手続保証の下で進められます。



## 筆界特定制度の意義

筆界特定制度は、土地をめぐる紛争の前提となる筆界の位置について、筆界特定登記官が判断を示す制度であり、判決のような拘束力はありませんが、行政機関として一定の判断を示すことにより、迅速な紛争解決の基礎を提供します。

また、土地家屋調査士会による境界問題相談センターとの連携により、所有権にかかわる境界紛争も裁判に至らずに解決する可能性もあります。さらに、最終的に訴訟になった場合も、筆界特定の結果がその後の訴訟における争点整理等に重要な機能を果たすことにもなります。

- 筆界がどこだかわからない
- 隣からブロック塀が越境していると言われた
- 隣接地の人が境界立会いに応じない



筆界特定制度の利用

土地家屋調査士への相談、  
申請代理

その他の解決手続

## 筆界特定手続の流れ

### 法務局または地方法務局の 筆界特定登記官に申請

- 申請にあたっては土地家屋調査士など専門資格者の代理人も活用できます。
- 登記所及び関係官庁が保管する豊富な資料の活用

### 筆界調査委員の職権による調査

- 土地家屋調査士・弁護士等から任命
- 専門家の知見の活用

### 申請人・関係人の意見聴取等

- 利害関係人の意見陳述、資料の収集等の活用

### 筆界特定登記官による筆界特定

- 登記官の知識・経験に基づく判断
- 専門家である筆界調査委員の意見を反映して迅速な解決

## 筆界の特定

メリット

- 筆界を迅速かつ適正に特定する
- 筆界を巡る紛争の予防と早期解決
- 筆界確定訴訟においても本制度における調査結果等を証拠として利用
- 地図整備事業の円滑な推進

取り下げ等

登記記録への  
反映

納得しない

不服の場合は従来の筆界確定訴訟を提起することや境界問題相談センターを利用することができます。その際、筆界特定の資料は筆界確定訴訟や境界問題相談センターの資料として活用できるため、結果的に紛争の早期解決に役立つこととなります。

筆界確定訴訟

土地家屋調査士会が運営する  
境界問題相談センター

